

笠松町国民保護計画

平成27年6月

岐阜県 笠松町

目 次

第1編 総論	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ等	1
2 町国民保護計画の構成	2
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 町地域防災計画との関連	2
5 用語の定義	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	8
第4章 町の地理的、社会的特徴	9
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	12
1 武力攻撃事態	12
2 緊急処理事態	12
3 本町において特に留意すべき事項	12
第2編 平素からの備えや予防	14
第1章 組織・体制の整備等	14
1 町における組織・体制の整備	14
2 関係機関との連携体制の整備	16
3 通信の確保	18
4 情報収集・提供等の体制整備	19
5 研修及び訓練	22
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
1 避難に関する基本的事項	24
2 避難実施要領のパターンの作成	24
3 救援に関する基本的事項	25
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	25
5 避難施設の指定への協力	26
6 生活関連等施設の把握等	26
第3章 物資及び資材の備蓄・整備	27
1 基本的考え方	27
2 国民保護措置のために必要な物資及び資材の備蓄、整備	27
3 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	27
第4章 国民保護に関する啓発	28
1 国民保護措置に関する啓発	28
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	28

第3編 武力攻撃事態等への対処	30
第1章 初動体制の迅速な確立	30
1 初動体制	30
2 町対策本部への移行	30
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があつた場合の対応	31
第2章 町対策本部の設置等	31
1 町対策本部	31
2 通信の確保	35
第3章 関係機関相互の連携	35
1 国・県対策本部との連携	35
2 県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	35
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	36
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	36
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	37
6 町の行う応援等	37
7 ボランティア団体等に対する支援等	38
8 住民への協力要請	38
第4章 警報及び避難の指示等	39
1 警報の伝達等	39
2 避難住民の誘導等	41
第5章 救援	49
1 救援の実施	49
2 関係機関との連携	50
3 救援の内容	50
4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項	51
5 既存民間防災組織との連携	51
6 救援に従事する者の安全確保	51
第6章 安否情報の収集・提供	51
1 安否情報の収集	51
2 県に対する報告	51
3 安否情報の照会に対する回答	52
4 日本赤十字社に対する協力	52
第7章 武力攻撃災害への対処	53
1 生活関連等施設の安全確保等	53
2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	54
3 応急措置等	59
第8章 被災情報の収集及び報告	63
1 被災情報の収集	63
2 被災情報の報告	63
3 被災情報の提供	64

第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	6 4
1	保健衛生の確保	6 4
2	廃棄物の処理	6 5
第 1 0 章	国民生活の安定に関する措置	6 5
1	生活関連物資等の価格安定	6 5
2	避難住民等の生活安定等	6 5
3	生活基盤等の確保	6 6
第 1 1 章	特殊標章等の交付及び管理	6 7
1	特殊標章等	6 7
2	特殊標章等の交付及び管理	6 7
3	特殊標章等に係る普及啓発	6 8
第 4 編	復旧等	6 9
第 1 章	応急の復旧	6 9
1	基本的考え方	6 9
2	公共的施設の応急の復旧	6 9
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	6 9
1	国における所要の法制の整備等	6 9
2	町が管理する施設及び設備の復旧	6 9
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	7 0
1	国への負担金の請求	7 0
2	損失補償及び損害補償	7 0
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	7 0
第 5 編	緊急対処事態における対処	7 1
1	緊急対処事態	7 1
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	7 1

資 料 編

- ・ 関係機関の事務又は業務の大綱
- ・ 関係機関の連絡先
- ・ 関係機関との協定一覧
- ・ 避難、救援に関する基礎的資料
- ・ 輸送力、輸送施設、輸送経路
- ・ 生活関連等施設の種類及び所管省庁
- ・ 各部における武力攻撃事態における業務